

を記入・押印の上、10月20日(火)までに同封の返信用封筒で返送
☎長寿福祉課 ☎525-7656

地域サロン活動支援事業補助金／地域でのサロン活動を支援します

①地域を拠点に、住民が主体的に仲間づくりや支え合いなどの活動を行う団体(地域サロン)に補助金を交付します。
②12月1日(火)までに地域福祉課に備え付けの申請書、実施計画書、収支予算書に必要事項を記入の上、窓口で※市ホームページでもダウンロード可。詳しくはお問い合わせください。

☎地域福祉課 ☎525-3760

食品衛生法の改正による新たな営業届出制度

①食品衛生法の改正により、令和3年6月1日から、営業許可の対象とならない業種(例

野菜果物販売業、乾物卸売業、コーヒートの焙煎業など)の営業者は、保健所に営業の届出が必要になります。

ただし、同一施設で営業許可を取得している場合や、次に当てはまる場合は届出不要です。

①食品または添加物の輸入をする営業
②食品または添加物の貯蔵のみをし、または運搬のみをする営業(食品の冷凍または冷蔵業を除く)
③常温で長期間保存しても腐敗、変敗その他品質の劣化による食品衛生上の危害の発生のおそれがない包装食品の販売業
④合成樹脂以外の器具または容器包装の製造業
⑤器具または容器包装の輸入をし、または販売をする営業

※詳しくは、市ホームページをご確認ください。

☎保健所衛生課 ☎597-6358



東日本大震災義援金配分・市見舞金支給

①左記の要件を満たす方で、配分を一度も受けていない方は、手続きをお願いします。
②平成23年3月11日にお住まいだった市内の住家(アパート・借家も含む)が市による半壊以上の被害認定を受けた方
③持り災証明書、申請者(世帯主)の認め印、申請者の金融機関の通帳など
※被害家屋の調査受け付けは終了いたしました。

☎地域福祉課 ☎525-3760

国保・年金

年金生活者支援給付金制度のご案内

①本給付金は、公的年金などの収入や所得額が一定基準以下の年金受給者の生活を支援するた

めに、支給されるものです。
※受け取りには請求書の提出が必要で、案内の事務手続きは日本年金機構(年金事務所)が実施します。

①65歳以上
②世帯員全員が市民税非課税
③年金収入額とその他所得額の合計が879,900円以下
④障害基礎年金が遺族基礎年金を受給している方で、前年の所得額が基準以下(扶養親族がない場合は4,621,000円以下)
⑤令和2年4月1日時点で年金を受給している方で、新たに対象となる方
請求手続きの案内を10月頃に送付。
日本年金機構へ申請

令和2年4月2日以降に年金を受給しはじめた方
年金の請求手続きと併せて年金事務所または国保年金課で。

☎ねんきんダイヤル ☎0570-051165(音声案内)



▲太鼓の練習に励む立子山地区の子どもたち

コミュニティ助成事業を行いました

地域のコミュニティ活動の充実・強化を図ることにより、地域社会の健全な発展と住民福祉の向上につなげていきます。
【今年度は次の団体が助成を受け、地域整備を行いました】

立子山地区町内会連合会／太鼓・法被などの整備、保管庫の設置

事業の種類／一般コミュニティ助成事業(住民が自主的に行うコミュニティ活動の促進を図り、地域の連帯感に基づく自治意識を盛り上げることを目指すもので、コミュニティ活動に直接必要な設備などの整備に関する事業)今後、整備されたコミュニティ備品を活用し、地域活動をさらに活性化していく予定です。

この事業は宝くじの受託事業収入を財源にコミュニティ活動を支援する「コミュニティ助成事業」を活用しています。

☎地域協働課 ☎525-3731

皆さまのご意見をお寄せください!

パブリックコメントを募集します

案件名	第3期福島市中心市街地活性化基本計画
内容	「県都の風格を賑わいと快適さで彩る文化の香り高いまち」を基本コンセプトとした計画。
意見の募集期間	10月中旬～11月中旬

素案などの閲覧／

①都市計画課、政策調整課、市民情報室、各支所・出張所、各学習センター、市民活動サポートセンターなどで

②市ホームページで

意見提出方法／

①上記閲覧場所に備え付けの用紙に記入し、持参が専用の封筒(切手不要)で郵送、またはファクスで

②市ホームページ内メールフォームで

問・提出先／都市計画課

☎573-4979 ☎533-0026

木造住宅耐震診断・耐震改修希望者募集

①耐震診断

募集戸数／30戸程度

自己負担費用／7500～9千円

②耐震改修

募集戸数／一般・簡易・部分耐震改修 計12戸程度

助成金額／耐震改修の工事費の2分の1（一般耐震改修…最大100万円、簡易・部分耐震改修…最大60万円）

※耐震診断の結果、耐震基準に満たない住宅が対象。要事前相談。

◆①②共通

対象住宅／次の全てに該当する市内の木造住宅

①所有者自らが居住②昭和56年5月31日以前に着工または建築

③3階建て以下かつ400㎡未満で、在来軸組工法などにより建築

※在来軸組工法とは、柱・梁・筋かいなどを組み立てて家を建てる工法です。

申込期間／10月30日(金)まで

※募集戸数に達し次第終了。

※同年度に①耐震診断と②耐震改修は申し込みできません。

※詳しくはお問い合わせください。

問住宅政策課 ☎525-3757

第16期「ふくしま花案内」養成講座受講生募集

時10月27日、11月10・17日、12月1・8・22日、1月12・19日、2月2日(全9回予定)

場市民会館ほか

内花見山や市内の花

会館ほか

の名所の案内などを行うボランティアガイドの養成講座。11単位中8単位をもって認定。

①次の全てに該当する方②ボランティアと花見山公園の趣旨を理解する方③18歳以上で平日の受講が可能な方④年間を通して活動でき本市の良さをPRできる方

定20人 料600円(資料代)

持昼食 申10月15日(木)まで(必着)に①郵便番号②住所③氏名

④年齢⑤性別⑥職業⑦電話番号とファクス番号⑧応募動機(400字程度)を明記の上、郵送か

ファクス、またはメールで

問観光コンベンション推進室

☎572-5718 FAX535-1401

✉kankou@mail.city.fukushima.fukushima.jp

福島おおぞらインター工業団地分譲区画公募中

内雇用創出や地域経済への貢献など立地計画を審査し、分譲先を決定します。

募集区画／E区画(5,581.28㎡)

分譲価格／9,041万6,736円(16,200円/㎡)

①製造業②物流業③先端技術・研究開発型企業」を営む企業

受付期間／令和3年1月29日まで

※対象業種、申し込み方法や必要書類など、詳しくはお問い合わせください。

問企業立地課 ☎525-3723

11月1日(日)は 秋季全市一斉清掃日

道路側溝などの土砂上げを行う場合は、新型コロナウイルス感染症拡大防止に努めた上で、安全・衛生面に配慮した服装(長づつ・手袋・マスクの着用など)での作業をお願いします。※麻袋の配布や土砂の収集依頼はごみ減量推進課および各支所で受け付けします。※清掃作業を行う上でご不明な点があれば、お問い合わせください。

問環境課 ☎525-3742

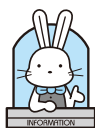
●地域清掃などで出る臨時ごみの収集

一斉清掃活動で出たごみは臨時ごみとして収集車で収集します。集積した場所とごみの量(袋の数)などをご連絡ください。

ごみ出しの注意点／①45リットル以内の透明袋に入れる②枝木は60cm以内に切りそろえ、直径30cm以内に束ねる(枝木1本の直径は10cm以内)③枝木についている葉はできるだけ取り除いて袋に入れる④雑草の土はよく落とす⑤草類はできるだけ乾燥させて出す※土砂と臨時ごみは別々に回収を行います。

問ごみ減量推進課 ☎525-3744

暮らし



浄化槽は管理者(使用者)が責任を持って適切な維持管理をお願いします

内①保守点検は保守点検業者へ／

市の登録を受けた業者に委託しましょう。保守点検業者は資格証を携帯していますので、確認してください。

②定期的な清掃を／市の許可を受けた清掃業者に委託し、年に一回以上の清掃を実施してください。

③法定検査の受検／法定検査は、保守点検・清掃とは別に毎年受検する必要があります。

検査の申し込み・問い合わせ／(公社)県浄化槽協会浄化槽検

査

災害時要援護者登録制度

内災害時要援護者が安心して暮らせる地域づくりのため、高齢者、障がい者などで、災害時に支援が必要となる方を対象に登録を進めています。次の対象に当てはまる方に、9月下旬に「災害時要援護者登録申請書兼台帳」を郵送しています。登録を希望される方は、お申し込みください。

※詳しくはお問い合わせください。

対平成21年度から令和元年度までの間に、市災害時要援護者登録制度のご案内を送付した際に、ご回答がなかった方、または「登録しない」とご回答された方

申記入例を参考に必要事項

査委員会福島支所

☎531-1766

問下水道総務課 ☎525-3768